

令和5年第1回北海道議会定例会 予算特別委員会

開催年月日 令和5年(2023年)3月1日(水)
質問者 北海道結志会 赤根 広介 委員
答弁者 少子高齢化対策監 鈴木 一博
次長兼ケアラー支援担当局長 野澤 めぐみ
高齢者保健福祉課長 高屋 正人
子ども子育て支援課自立支援担当課長 手塚 和貴

○赤根広介委員

北海道ケアラー支援推進計画は、非常によくまとめられた計画で、ビジュアル的にも見やすいものと率直に評価をしております。

そこでまず、数値目標についてであります。「ケアラーに関する認知度」について、令和4年度の策定時点では、「よく知っている」が22.4%、「ある程度は知っている」が48.6%で、合計すれば71%となるわけです。これに対して、最終年度の令和7年度の目標値は、「よく知っている」を50%にするとしております。

計画の目標値としては、ここを70%にするなど、ぜひ意欲的に設定するのが適切だと、私は考えるわけですが、道民の認知度目標値を、国が掲げる目標値に設定した考え方はどのような点にあるのか、まず伺います。

○高齢者保健福祉課長

道民の認知度の目標値についてでございますが、地域の方々がケアラーについて理解を深め、支援の必要性に気付き、適切な支援につなげていくためには、正しい理解の普及が極めて重要と考えておまして、ケアラー支援推進計画では、ケアラーに関する認知度の向上を数値目標の一つに掲げております。

道では、国の集中取組期間におけます目標も参考にしながら、道民意識調査において、ケアラー・ヤングケアラーについて「よく知っている」と回答した方が約2割にとどまるなど、道民の理解が十分とは言えないことや、正確な知識や理解の普及には一定の時間を要することなどを勘案し、さらに有識者会議での議論を踏まえた上で、現在の目標設定としたところでございます。

○赤根広介委員

この目標値については、昨年10月6日に開催された第2回有識者会議では、まだ「たたき台」の段階ではありましたが、1・2ともに目標値は70%としていたわけですので、たしかに国の目標を参考にするというのは、一番理屈が合う、通じるというか、簡単なやり方ではありますけれども、現状を見れば、やはりできればそこは、本道の状況に応じて高めに設定することも私は必要だったのではないのかなと思います。

たたき台から素案、そして案になる間に、なぜここが50%になってしまったのかというのは、議事録などではいまいち分からなかったもので、もう少し詳しく説明をいただきたいと思っております。

○高齢者保健福祉課長

有識者会議での議論についてでございますが、昨年10月に開催した第2回の有識者会議では、今後の普及啓発のあり方などについて、議論を行ったところでございます。

会議では、認知度向上の方向性として、「単に言葉を知っているだけでは十分でなく、正しい理解の普及啓発に努めるべき」との意見が複数の委員から提出され、最終的にこの意見が会議での概ねの総意であったと考えております。

○赤根広介委員

そういう意見があったから、なぜ70%が50%になったのか、いまいち判然としないのですが、時間がないので、次にまいります。

道民の認知度にある「よく知っている」と「ある程度は知っている」の相違は何か伺います。

また、目標値の基準は「よく知っている」であります。ただ単にアンケート調査しただけでは、回答者の主観によるもので、正しい結果が反映されないということも懸念をしております。

今後、取組評価の際には、この「よく知っている」者を、どのように把握するのか、考え方を伺います。

○高齢者保健福祉課長

認知度の把握方法などについてでございますが、認知度の現状は、「道民意識調査」によるものでありまして、無作為抽出によるアンケートという調査の性格上、選択肢をできるだけ簡潔にしております。

今年度実施した調査では、ケアラー・ヤングケアラーという言葉聞いたことがある方は、「ある程度知っている」の選択肢を、内容まで理解している方は、「よく知っている」の選択肢を選ぶものと想定したところでございます。

今後におきましても、現状との比較の見地から、同様の方法で「よく知っている」方を把握することを想定しておりますが、まずは道として、正しい理解が広がるよう、様々な媒体を通じて正確な知識の周知に努めてまいります。

○赤根広介委員

この点については、具体的取組が進む中で、また議論させていただきたいと思っております。

次に、ケアラー支援推進月間の重点的な啓発活動とは、具体的にどのように取り組み、成果を上げようとするのか所見を伺います。

○高齢者保健福祉課長

ケアラー支援推進月間についてでございますが、道では、今年度、ケアラーへの理解を深めるため、条例に掲げる基本理念や支援の必要性などについて、啓発資材による周知やSNSによる情報発信、シンポジウムの開催など、様々な媒体で道民への啓発に努めてきたところでございます。

これまでのような年間を通じた継続的な情報発信は引き続き重要であるものの、一方で、民間企業の協力をより効果的なものとし、報道等の協力も得て、道民に意識を向けてもらうためには、一定の期間を定めて、集中的に広報啓発活動を行うことも必要と考えております。

このため、毎年11月を「ケアラー支援推進月間」に位置付け、この間に、市町村や関係機関はもとより、企業やメディアの協力も得ながら、啓発資材を活用した集中的な広報のほか、より訴求力の高い形でのシンポジウムの開催なども検討し、一人でも多くの方々に関心を持っていただき、ケアラーへの理解が促進されるよう努めてまいります。

○赤根広介委員

この推進月間の取組については、先般、公募型プロポーザルの公告がもう出されておりましたので、この取組に期待するところであります。

企業やメディアの協力も得ながら、これまでにない取組をされると思いますので、こうしたケアラー、福祉だとかに関わらず、幅広いジャンルの企業の皆さんから、ありとあらゆるチャンネルで、様々な協力をいただくことが理解の促進につながると思います。

ぜひ、そうした観点も持ち合わせながら取り組んでいただきたいとお願いをいたします。

次に、相談体制についてであります。福島県では、ヤングケアラーの事例や相談窓口を紹介するカードを作製し、県内の小学校1年生から高校3年生までの約20万人を対象に毎年カードを配布していると承知をしております。

道では、ポスター・リーフレット・ステッカーの啓発資材を配布しておりますが、児童生徒が携帯できる啓発資材も相談体制につながるという面でも有効と考えるわけではありますが、見解と今後の対応を伺います。

○子ども子育て支援課自立支援担当課長

相談体制についてであります。ヤングケアラーの多くが、自身に自覚がなく、相談経験に乏しい状況にあり、いつでも気軽に相談できる体制を確保することは重要でありますことから、道では、匿名でも利用可能なSNSを活用した相談窓口の設置に加え、道教委と連携して、道内の小学生から高校生までの約40万人に対し、相談窓口を紹介する携帯可能な名刺サイズのカードを昨年12月に配布したところでございます。

今後、当事者からのご意見も伺うとともに、道教委や関係機関とも連携し、児童生徒への啓発活動を展開するなど、相談窓口のより一層の周知を図ってまいります。

○赤根広介委員

それでこのカードですが、今3月ですが、4月にまた新年度が始まりますので、ぜひ毎年この春先に、私としては配布をしていただきたいと思いますと思いますが、この点、道として今後どう取り組むのか、再度、見解を伺いたいと思います。

○子ども子育て支援課自立支援担当課長

相談窓口を紹介するカードの配布についてでございますが、今年度は道教委に協力を要請いたしまして、小学校4年生から高校生までの全児童生徒に配布したところでございます。

今後につきましては、カード配布による普及啓発の効果につきまして、配布の対象の範囲や頻度、時期などを見極めまして、道教委とも十分に協議しながら、対応を検討してまいります。

○赤根広介委員

予算がどの程度かかるか把握はしておりませんが、いずれにしても、政策的な予算は6月になりますので、ぜひそのときまでには、一定程度の結論を得て、しっかり取組をさらに充実させていただきたいということを要望させていただきます。

次に、市町村の取組についてであります。数値目標の7～9まで「相談支援体制の構築」など、全市町村で構築することが目標に設定されておりまして、それ自体は非常に評価をするところがあります。

一方で、人的要件や施設・機能など、各市町村で対応できる資源や環境も様々であることから、こうした市町村の体制構築に向けて、道として、具体的にどのように支援をし、実効性や質の確保を図ろうとするのか伺います。

○次長兼ケアラー支援担当局長

市町村への支援についてであります。悩みや負担を抱えるケアラーを早期に把握し、適切な支援に結び付けていくためには、身近な市町村において、相談や支援の体制の構築を進めることが大変重要と認識しております。

このため、道ではこれまで、ケアラー支援に関する議論など具体的な取組が行われている市町村に出向きまして、取組状況や課題等について意見交換を行ってきたほか、市町村の関係職員向けに研修を行うなどの取組を進めてまいりました。

新年度からはさらに、全市町村を対象に振興局単位で説明会を開催し、ケアラー支援の必要性や体制整備の方法等について直接説明するとともに、チェックリストの提供等により、市町村が自らの取組状況を確認し、計画的に管理できるように努め、課題を有する市町村に対しては、アドバイザー派遣を通じて助言を行うなど、各市町村がそれぞれの実情に応じた体制整備を進めることができるよう、引き続き強力に支援してまいります。

○赤根広介委員

まずは、市町村がチェックリストなどにより自ら取組状況を確認されるということですので、その上で道としても、その状況をしっかりと把握した上で、今局長から「強力に支援をしていく」と、大変力強い答弁をいただきましたので、ぜひ有言実行でお願いしたいと思います。

目標値の把握、市町村の支援など、道として対応策を検討することがまだまだ多いものと率直に考えるわけでありまして。

例えば、神奈川県では、ヤングケアラーを対象とした学習支援を行うボランティア団体に補助金を交付するとともに、ケアラー全般を対象とした交流や息抜き場の「ケアラーズカフェ」を新設するための立ち上げ経費を、1カ所50万円を上限に補助するなど、様々な取組が行われるところでもあります。

本計画に掲げた取組を実効性あるものとするためには、数値目標として掲げた11項目について、定期的な評価分析はもとより、それぞれの取組状況について実態を把握し、検証していくことが欠かせないと考えます。

道として今後、どう取り組むのか、最後に所見を伺います。

○少子高齢化対策監

計画の実効性の確保についてであります。道では、認知度の向上や、ケアラーに寄り添う人材育成、市町村の体制整備などの11項目について、数値目標を定め、定期的な評価・分析を行いながら、検証していくこととしております。

計画期間は令和5年度～7年度までの3年間であり、年度ごとのPDCAサイクルに基づく見直しを行うことはもとより、市町村の体制整備については、できるだけ早期に各市町村の状況や課題を把握し、必要な支援を行いますほか、ヤングケアラーや元ヤングケアラーをはじめとした当事者の方々や支援団体からも積極的に意見を伺い、ニーズに沿った支援を行えるよう取組を進めることとし、さらには、先駆的な取組を行う都府県・市町村とも意見交換を行いながら、計画の実効性を確保できるよう取り組んでまいります。

○赤根広介委員

これから計画が策定されるこのケアラーについても、重要な課題でありますので、知事に直接お伺いしたいと思います。